



児童虐待「ゼロ」を目指して

子ども支援課 ☎048(473)1124

注目情報

募集

イベント

講座

健康

くらし

相談

医療

連載

11月は児童虐待防止推進月間です。児童虐待「ゼロ」のまちを目指し、市民の皆さんのご協力をお願いします。虐待を受けている子どもを見かけたり、「もしかして?」と思ったら、相談機関に心配な思いを伝えましょう。

子どもを虐待から守るための5か条

①「おかしい」と感じたら迷わず
連絡(通告)

通告義務(秘密は守られます)

②「しつけのつもり」は言い訳
子どもの立場で判断

③ひとりで抱え込まない

あなたにできることから
即実行

④親の立場より子どもの立場
子どもの命が最優先



⑤虐待はあなたの周りでも
起こりうる
特別なことではない

虐待に気付いたら、すぐに相談・通報してください

※祝休日、年末年始を除く

| 相談機関 | 受付日時 | 電話番号 |
|---------------|---------------------|-----------------------------|
| 児童相談所虐待対応ダイヤル | 24時間 | 189 <small>いちばやく</small> |
| 埼玉県虐待通報ダイヤル | 24時間 | #7171 ☎048(762)7533 |
| 埼玉県所沢児童相談所 | 月～金曜日※ 8時30分～18時15分 | ☎04(2992)4152 |
| 志木市児童虐待ホットライン | 月～金曜日※ 8時30分～17時15分 | ☎048(473)1124 |

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

子ども支援課 ☎048(473)1139

配偶者やパートナー（別れた後も含む）からの暴力（DV）、ストーカー行為、セクハラ、性暴力などは、女性が被害者になる割合が高く、著しい人権侵害です。暴力はどんな間柄であっても、決して許されるものではありません。

暴力を根絶するためには、被害が起きていることに自身や周囲の人が気づき、相談機関へ早めに相談することが大切です。

DVに見られる暴力の種類

暴力にはさまざまな形態があります。これらは単独で起こることもあります。多くのケースでは複数の暴力が重なって起こります。

ひとりで悩まないで相談を

「暴力の被害に遭っているかも…」と気付いたときは、ひとりで悩まないで相談してください。また、緊急性の高い場合には、迷わず110番してください。

DV(イメージ図)



◀相談機関一覧



◀DV相談+(プラス)

暴力を振るわれても
逃げられない